

指定地域密着型（介護予防）サービス事業所に係る新規指定申請及び指定更新申請について
(令和元. 5月 湯河原町介護課)

1 新規指定申請について

(1) 手続きの概要

湯河原町内において、介護保険法に基づく地域密着型サービス事業を実施するためには、一定の要件を満たした上で、湯河原町長の指定を受ける必要があります。

(2) 指定を受けるための要件

地域密着型サービス事業を実施するためには、本町が条例で定める各基準を満たすことが必要です。

【基準条例】

- ◇湯河原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ◇湯河原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(3) 指定の手続き

指定地域密着型（介護予防）サービス事業所に係る新規指定申請については、**事業開始の日の3か月程度前までに湯河原町介護課に事前相談**し、必要書類を調製の上、**事業開始の日の1か月半前までに申請**してください。（事業開始日は原則毎月1日です。）

申請は原則として来庁による書類提出とします。来庁に当たっては事前に電話等による来庁日時の調整をお願いします。

なお、必要書類等の調製についての相談は随時受け付けます。

提出先	湯河原町役場介護課（第1庁舎1階）
申請書類	①指定地域密着型サービス事業所等指定申請書【様式第1号】
	②付表
	③添付書類（詳細は添付書類一覧参照）
申請の期日	事業開始の日の1か月半前まで （事業開始日は原則毎月1日） （事業開始日の3か月程度前から受付可能）

※審査結果について

- ・上記、提出書類の内容及び指定基準並びに介護保険法に基づく審査を行い、要件を満たすものについて指定事業者と決定の上、『指定通知書』を交付するとともに、介護保険法第78条の11第1号の規定に基づく告示を行います。
- ・審査に要する期間は、書類の不備の程度等で変わりますが、原則として1か月から1か月半程度を要します。

※③添付書類について

- ・サービス種別ごとに必要な書類が異なります。詳細は添付書類一覧で確認してください。
- ・様式の指定、参考様式等がない資料については、特に様式の指定をしません。公的な証明が存在する事項についてはその証明を添付してください。(証明の原本ではなく写しの添付でも可とします。)

【問い合わせ先】

〒259-0392 湯河原町中央二丁目2番地1

湯河原町役場 介護課介護保険係

Tel 0465-63-2111

開庁時間 平日 8:30～17:15

2 指定更新申請について

(1) 手続きの概要

平成 18 年度の改正介護保険法により、指定地域密着型サービス事業者の指定については更新制度が導入され、指定を受けた全ての地域密着型サービス事業者において 6 年ごとの指定更新を受ける必要があります。

(2) 指定の有効期間

指定を受けた日から 6 年間

(3) 指定更新の手続き

指定地域密着型（介護予防）サービス事業所に係る指定更新申請については、必要書類を調製の上、**現に受けている指定の有効期間満了日の 3 か月程度前から 1 か月半前までに申請**してください。

申請は原則として来庁による書類提出とします。来庁に当たっては事前に電話等による来庁日時の調整をお願いします。

なお、必要書類等の調製についての相談は随時受け付けます。

提出先	湯河原町役場介護課（第 1 庁舎 1 階）
申請書類	①指定地域密着型サービス事業所等指定更新申請書【様式第 4 号】
	②付表
	③添付書類（詳細は添付書類一覧参照）
申請の期日	現に受けている指定の有効期間満了日の 1 か月半前まで （現に受けている指定の有効期間満了日の 3 か月程度前から受付可能）

※審査結果について

- ・上記、提出書類の内容及び指定基準並びに介護保険法に基づく審査を行い、要件を満たすものについて指定事業者と決定の上、『指定通知書』を交付するとともに、介護保険法第 78 条の 11 第 1 号の規定に基づく告示を行います。
- ・審査に要する期間は、書類の不備の程度等で変わりますが、原則として 1 か月から 1 か月半程度を要します。

※③添付書類について

- ・サービス種別ごとに必要な書類が異なります。詳細は添付書類一覧で確認してください。
- ・様式の指定、参考様式等がない資料については、特に様式の指定をしません、公的な証明が存在する事項についてはその証明を添付してください。（証明の原本ではなく写しの添付でも可とします。）

【問い合わせ先】

〒259-0392 湯河原町中央二丁目2番地1

湯河原町役場 介護課介護保険係

Tel0465-63-2111

開庁時間 平日 8:30～17:15